

## 学童保育における職員配置基準の堅持等を求める意見書

政府は、働く保護者にかわって小学生の放課後を守る放課後児童クラブ（本市では留守家庭児童会室）、いわゆる学童保育について、職員配置数や資格を定めた国の基準を事実上、廃止する方針を打ち出しました。これは、子どもの安全確保や保育の質の向上を願う保護者、職員らの運動で導入された全国一律の基準をなくすものです。

この現行基準は、2015年に施行されたもので、1教室に原則2人以上の職員を配置すること、そのうち1人は保育士や社会福祉士等の資格を持ち、かつ、都道府県知事が行う研修を修了した放課後児童支援員とすることなどを定めるとともに、各地方自治体が「従うべき基準」となっています。

しかし、政府は、職員確保に苦しむ地方からの提案を口実に、「従うべき基準」を拘束力のない「参酌すべき基準」に変更する方針を表明しました。変更後は、地方自治体が条例改正を行って職員数等を自由に決められるようになり、現行の放課後児童支援員の資格のない職員が1人で学童保育を担うことも可能になるため、こうした基準緩和に対し、保護者や職員からは保育の質の低下を懸念する声が出ています。

そもそも、学童保育においては、現行基準の施行以前から、賃金の引き上げなど、労働環境の改善が求められていましたが、政府はその願いに正面から応えないまま、1教室1人の配置を可能にすることなどで子どもの受け皿を拡大させるとし、来年の国会に関連法の改正案を提出するとしています。

これが可決されれば、本市を含め、全国の地方自治体で学童保育を担う職員の確保に苦慮する中、各自治体の判断次第で専門性を持たない職員が1人で多くの子どもとかわることも起こり得ます。子どもにとって安全、安心な場所を保障するためには、一人一人の子どもを理解し、専門性を持った職員の複数配置が不可欠であり、今回の方針は到底容認できるものではありません。

よって、政府は、学童保育において、職員の配置基準を堅持するとともに、職員の処遇改善を図るための支援拡充を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月25日

枚方市議会議員 岡 林 薫

〈提出先〉

厚生労働大臣